

経済産業省

20170209製局第1号

平成29年3月6日

各位

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀

繊維ファッション業界における「歩引き」取引廃止宣言へのご協力依頼について

日頃より、経済産業行政にご協力を賜りお礼申し上げます。

当省においては、「未来志向型の取引慣行に向けて」を9月に発表し、取引適正化に向けた取組を進めています。すなわち、親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現すること、親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着すること、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図ること等の取組を強化しています。

今般、繊維産業流通構造改革推進協議会が、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引廃止の宣言を行いました。

下請代金について、「歩引き」（代金の額に一定率を乗じた額を差し引くこと）を行うことは、下請代金支払遅延防止法において、「下請代金の減額」に該当する違法な行為として禁止されており、これまでも公正取引委員会が勧告をし、事業者名及びその内容の公表等を行っています。また、公正取引委員会は「繊維製品に係る取引の適正化について」（平成13年9月28日）の中で、あらかじめ定められた代金の減額要請は、下請取引でなくても、独占禁止法上問題が生じうるとしています。

各社におかれましては、下請取引等に関する法令遵守並びに適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善の必要性をご理解の上、「歩引き」取引廃止に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

経済産業省製造産業局生活製品課

田村、長谷川、長野

電話 03-3501-0969